

◎新潟県告示第974号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年8月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 妙高都市計画道路
- (2) 名称 3・4・1号 国道線  
3・4・5号 石塚小出雲線  
3・5・7号 新井岡川線  
3・4・14号 国道18号妙高野尻バイパス線  
3・4・16号 妙高杉野沢線  
3・4・17号 妙高池の平線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・1号 国道線
  - ア 追加する部分  
妙高市姫川原字宮ノ前の一部
  - イ 削除する部分  
なし
- (2) 3・4・5号 石塚小出雲線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
妙高市  
小出雲字和田、字貝破見、字陣場、字長崎及び字楮ノ峪の各一部  
姫川原字九十九田、字八十田、字下舟岡、字多門塚、字北山道、字南山道、字諏訪田、字堀角力及び字宮ノ前の各一部
- (3) 3・5・7号 新井岡川線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
妙高市白山町二丁目及び白山町三丁目の各一部
- (4) 3・4・14号 国道18号妙高野尻バイパス線
  - ア 追加する部分  
妙高市関川字谷内の一部
  - イ 削除する部分  
なし
- (5) 3・4・16号 妙高杉野沢線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
妙高市関川字堀ノ内、字宮林、字北原及び字箒原の各一部
- (6) 3・4・17号 妙高池の平線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
妙高市関川字堀ノ内、字馬場、字雁沢及び字蟹沢の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成25年 8 月 9 日  
至 平成25年 8 月23日

(2) 場所

ア 上越市本城町 5 番 6 号 (〒943-8551)  
上越地域振興局地域整備部計画調整課

イ 妙高市栄町 5 番 1 号 (〒944-8686)  
妙高市建設課

ウ 妙高市関川997番地 (〒949-2112)  
妙高市妙高高原支所

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。